

## 公共交通の利用促進にかかる条例制定

---

まちづくり部交通政策課

民間事業者、NPO、町内会・  
自治会など

スポンサーとしての参画  
運行の担い手としての参画

市民

通学・通勤・通院・買い物  
の利便性確保

乗継・運賃改定についてのご理解

市民・交通事業者・行政に安心をもたらす公共交通で  
**暮らしやすく、お出かけしたくなるまち 松江**

持続可能な安定経営  
の実現

**みんなで実現**

「コンパクト・プラス・  
ネットワーク」の実現

利便性の高いサービス提供、運転士確保

交通  
事業者

ニーズに応える公共交通で利用促進

行政

「社会インフラ」としての財政支出

# 1 条例制定の趣旨・目的（ポイント）

## 1) 条例制定の趣旨

都市マスタープラン及び立地適正化計画では、公共交通網を「まちの骨格」と位置付けており、土地利用と連携した持続可能な都市構造の形成を進めることとしている

都市基盤となる公共交通が、まちづくりの方針であるコンパクト・プラス・ネットワークの具現化を図るうえで果たすべき役割を、市民誰もが共有し、公共交通の維持・確保に向けた利用促進・利用意識の醸成を図ることが求められている

## 2) タイミング

都市マスタープラン及び立地適正化計画の改定に合わせて制定する。

〔松江市都市マスタープラン（平成30年3月策定） 計画期間：平成30年度～令和9年度  
松江市立地適正化計画（平成31年3月策定） 計画期間：令和元年度～令和9年度〕

## 3) 盛り込む内容（ポイント）

- (1) コンパクト・プラス・ネットワークを具現化するうえで、公共交通が果たす役割を明文化
- (2) 本格的な人口減少社会においても持続可能な公共交通を形成するための基本的な方針を提示
- (3) 市民、事業者、行政それぞれが担うべき役割と責務
- (4) 社会情勢を踏まえた新しい公共交通サービス
- (5) 実効性の担保（予算、体制）

これまで本市や市民会議で議論し、取組んだ内容を明文化すること

# 条例骨子（たたき）

## 第1章 総則

- ・目的 まちづくりの基本方針「コンパクト・プラス・ネットワーク」を具現化し、持続可能で利便性の高い公共交通体系を確立し、市民生活の質の向上及び地域活力の維持を図ることを目的とする
- ・基本理念 公共交通の整備及び運営は、次の理念に基づき行う。
  - 1) 誰もが利用しやすい公共交通の確保
  - 2) 中心市街地と周辺地域のネットワーク強化
  - 3) 公共交通とまちづくりの一体的推進
  - 4) 環境負荷の低減

## 第2章 公共交通の基本方針

- ・都市構造との連携 地域拠点と市街地中心部、集落と地域拠点を公共交通で結ぶ
- ・ネットワーク形成 鉄道、バスその他の地域交通を結節点において連携させ、乗り継ぎの利便性を高める
- ・交通空白地への対応 デマンド交通、コミュニティバス等を導入し、必要な移動手段を確保する
- ・新モビリティの導入支援 グリーンスローモビリティ、自動運転技術などの活用
- ・環境施策 必要に応じて低公害車両の導入及び再生可能エネルギーの活用を支援

# 条例骨子（たたき）

---

## 第3章 市・事業者・市民の役割

- ・市 公共交通網の基本計画を策定し、財政的支援及び制度整備を行う責務を負う
- ・事業者 安全かつ安定的な運行を確保し、利用者ニーズに応じたサービス改善を行う責務を負う
- ・市民 公共交通を積極的に利用し、利用実態やニーズを市に提供するとともに、地域交通の維持に協力する

## 第4章 施策の具体化

- ・交通結節点整備 松江駅及び主要拠点において待合環境の整備及びにぎわいの創出を図る
- ・路線再編 交通事業者と連携して重複区間の路線再編を行い、効率的な運行体系を構築する

## 第5章 財政・推進体制

- ・財源確保 国及び県の補助金を活用するとともに、公共交通施策の財源を確保する
- ・推進組織 松江市公共交通利用促進市民会議を中心に、市、事業者及び市民代表が参画する体制を整える
- ・評価・見直し 定期的に公共交通の利用状況を評価し、その結果に基づき本条例及び計画を見直す